

法人ベース・レジストリの利用開始について

各団体 情報政策担当各位

2026年3月
デジタル庁
デジタル社会共通機能G
ベース・レジストリ担当

平素よりお世話になっております。

デジタル庁では、法務省と連携し、法人ベース・レジストリの稼働に向けた準備を進めております。この度、利用開始に向けて、詳細が決まりましたので、下記の通り周知させていただきます。情報政策担当におかれましては、団体内で広く周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 法人ベース・レジストリについて

デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「デジタル行政推進法」という。）に基づき、デジタル庁を中心として、住所・所在地、法人の名称等、制度横断に多数の手続で参照されるデータからなるデータベースをベース・レジストリとして整備し、府省庁や地方公共団体等に提供できるよう、整備を進めております（参考1 公的基礎情報データベース整備改善計画 抜粋）

2026年3月には、商業・法人に係る登記情報等から構成される「法人ベース・レジストリ」のリリースを予定しており、デジタル庁・法務省でシステム開発を進めております。同レジストリを利用することにより、最新の商業法人登記情報や過去の同情報の検索・ダウンロードが可能です。（これに伴い、現在の登記情報連携システムのうち、商業法人登記情報の検索機能は2026年10月に機能を停止する予定です。）。なお、法人ベース・レジストリの運用に係る事務については、法令に基づき、独立行政法人国立印刷局が行うこととなります。

後述する通り、所掌事務に基づく業務であれば、幅広く利用することが可能です（調査業務や補助金等、いわゆる作用法に直接の規定がない事務にも利用可能であり、これまでの数十倍の利用が見込まれております。）。

法人ベース・レジストリを利用し、様々な手続において、登記事項証明書の添付を不要とすることで、国民の利便性向上に資することが可能となります。

具体的には、法令に基づき登記事項証明書の添付を義務付けている場合、法人ベース・レジストリを利用し、行政職員が商業法人登記情報を参照・取得することで、デジタル行政推進法第11条に基づき、登記事項証明書（商業・法人登記）の添付を省略することが可能です。（なお、行政手続だけでなく、裁判手続においても、公的基礎情報データベース整備改

善計画に基づき、登記事項証明書の添付省略についても、検討を進めております。)

また、現状、国又は地方公共団体の職員の場合、法務局に対し、登記事項証明書を職務上請求（公用請求）することができるが、法人ベース・レジストリを利用することによって、同等の情報を入手することが可能となり、公用請求が不要となります。それ以外にも、【別紙１】の通り、様々な事務における利用が可能です。

表１ 法人ベース・レジストリと登記情報連携システムの比較 利用範囲

表１－１ 利用範囲

	① 添付書面の省略	② 申請項目の自動入力	③ 変更届出の省略	④ 登記情報の確認	⑤ 登記データセットの利用
登記情報連携システム	○	×	×	×※１	×
法人 BR システム	○	○	○	○	○

表１－２ 利用者

	府省庁	独立行政法人等	地方公共団体
登記情報連携システム	申請等の根拠法令に登記事項証明書の添付が明記されている場合のみ	申請等の根拠法令に登記事項証明書の添付が明記されている場合のみ	× ※１
法人 BR システム	○	○※２	○

※１ 一部自治体において試行運用

※２ ④については、公用請求の対象の場合のみ

２．法人ベース・レジストリ・システムの機能について

法人ベース・レジストリ・システムには、職員が発行されたＩＤとパスワードを入力して検索画面にログインし、検索やダウンロード等を行う「ＧＵＩ機能」と、システムで接続し、データを取得する「ＡＰＩ機能」が存在します。登記情報連携システムとの比較は次の通りです。

	機能		時間	データの内容	
	API	GUI		登記情報	それ以外
登記情報連携システム	○	○	平日 8:00~20:00	全て	－
法人 BR システム	○※	○	24 時間 365 日	全て	郵便番号等

※特定項目の抽出や差分・異動データの取得等、ＡＰＩのパラメーター設定の自由度は上がる予定。

以上

関係法令

デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）

（公的基礎情報データベースの整備等）

第三十一条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公的基礎情報データベース（国、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の事業者が保有する情報のうち社会生活又は事業活動に伴い必要とされる多数の手續の処理の基礎となるものの集合物であって、多様な主体が当該情報を電子計算機を用いて適切な制御の下で検索することができるように体系的に構成したものをいう。第三十四条及び第三十九条第二項第十二号において同じ。）を整備するとともに、その利用を促進するために必要な措置が講じられなければならない。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第三節 添付書面等の省略

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第四節 特定法人事項変更届出に関する特例

（定義）

第十二条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定法人事項 法人の名称その他の当該法人に係る登記事項であって主務省令・法務省令で定めるものをいう。
- 二 特定法人事項変更登記情報 特定法人事項についての変更の登記があった場合における当該変更の登記に係る情報であって主務省令・法務省令で定めるものをいう。
- 三 特定法人事項変更届出 他の法令の規定による届出のうち、当該他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないことが規定されているものであって、主務省令・法務省令で定めるものをいう。

（特定法人事項変更登記情報の求め及び提供）

第十三条 特定法人事項変更届出に関して特定法人事項変更登記情報を受けようとする行政機関等は、日曜日その他の主務省令・法務省令で定める日（次項及び次条第二項において「休日」という。）を除き、毎日、法務大臣に対し、特定法人事項変更届出対象法人（当該特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないことが規定されている法人をいう。以下この節において同じ。）の法人番号その他主務省令・法務省令で定める事項を通知して、特定法人事項変更届出対象法人に係る特定法人事項変更登記情報の提供を求めるものとする。

2 前項の規定による求めを受けた法務大臣は、当該求めに係る特定法人事項変更届出対象法人について、当該求めを受けた日（以下この項において「請求日」という。）に特定法人事項についての変更の登記があったときは、当該請求日の翌日（当該日が休日である場合にあっては、当該日後の直近の休日でない日）までに、当該求めをした行政機関等に対して、当該変更の登記に係る特定法人事項変更登記情報を提供するものとする。

3 特定法人事項変更登記情報に関する第一項の規定による求め及び前項の規定による提供は、行政機関等の使用に係る電子計算機及び法務大臣の使用に係る電子計算機が電気通信回線を通じて接続された情報交換システム（デジタル社会形成基本法第二十二条に規定する情報交換システムをいう。）を利用して行うものとする。

（特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合の特例）

第十四条 行政機関等が前条の規定による特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合における当該特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報が当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時において、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更について、当該特定法人事項変更届出対象法人から当該行政機関等に対する特定法人事項変更届出が行われたものとみなす。ただし、当該記録がされた時まで当該変更についての特定法人事項変更届出が行われていた場合その他主務省令・法務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定において、特定法人事項変更届出対象法人が特定法人事項の変更があった日から起算して一定の期間が経過する日（以下この項において「届出期限日」という。）までに当該特定法人事項変更届出を行わなければならないことが定められている場合において、届出期限日（届出期限日が休日である場合にあっては、当該届出期限日前の直近の休日でない日）の前日までに特定法人事項についての変更の登記があったにもかかわらず、前条第三項の情報交換システムに係る障害その他の特定法人事項変更届出対象法人の責めに帰することができない事由により、届出期限日の翌日以降に当該変更の登記に係る特定法人事項変更登記情報が当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されることとなったときにおける当該他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更についての特定法人事項変更届出は、

届出期限日までに行われたものとみなす。

- 3 行政機関等は、前二項の規定により特定法人事項変更届出が行われたものとみなされたときは、主務省令・法務省令で定めるところにより、直ちに、当該特定法人事項変更届出対象法人に対して、その旨を通知するものとする。

第四章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策 (公的基礎情報データベース整備改善計画の作成等)

第十九条 政府は、国の行政機関等が保有する公的基礎情報データベースであって、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資するもの（次項及び次条において「国の公的基礎情報データベース」という。）の整備及びその利用を促進するための改善を総合的かつ計画的に実施するため、公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する計画（以下この章において「公的基礎情報データベース整備改善計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 公的基礎情報データベース整備改善計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間

- 二 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する基本的な方針

- 三 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の内容及び実施時期

- 四 国の公的基礎情報データベースを構成するデータに係るデータの品質の確保に関する事項

- 五 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たり、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関して独立行政法人国立印刷局が果たすべき役割並びに当該データについてのデータの標準化に係る基準に関して独立行政法人情報処理推進機構が果たすべき役割に関する事項

- 六 その他国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する事項

- 3 内閣総理大臣は、公的基礎情報データベース整備改善計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、公的基礎情報データベース整備改善計画を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、公的基礎情報データベース整備改善計画の変更について準用する。

(国の公的基礎情報データベースの整備及び改善等)

第二十条 国の行政機関等は、公的基礎情報データベース整備改善計画に従って国の公的基礎情報データベースの整備及び改善を行わなければならない。

- 2 国の行政機関等は、前項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関する事項にあっては独立行政法人国立印刷局に対し、当該データについての

データの標準化に係る基準に関する事項にあつては独立行政法人情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

- 3 国の行政機関等は、第一項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、これと併せて、当該国の公的基礎情報データベースを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務についての簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。
- 4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が第一項及び前項の規定に基づき講ずる措置に準じて、その保有する公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する施策を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の内容及び実施時期

1. 商業・法人登記関係データベース（法人ベース・レジストリ）

(1) 現状の課題

現在、行政機関等の各手続においては、登記事項証明書（商業・法人）の添付や、法人の名称、所在地等の基本情報に係る手続の重複等、手続ごとに国民がその取得に係る時間等の負担が生じている。また、申請等を受け付ける行政機関等の職員において、目視確認や事務処理等の負担が生じている。

個別の法令に基づく行政機関への商業・法人に係る登記情報の提供については、現在は、行政機関ごとに異なる方法で実施され、当該行政機関が個別で外字等のクレンジングを実施しているなど、政府全体のシステムの効率化にも課題がある。加えて、行政機関等が所在地と一体で利用する郵便番号については、登記情報には含まれておらず、別途入手する必要がある。

従前からも、一部、行政機関等への登記情報の提供を行っていたところ、これに代えて、行政機関等が制度横断で利用できる法人ベース・レジストリ¹を整備し、その利用を促進することで、手続等に係る国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る。

(2) 課題に対する対応策

ベース・レジストリの整備及び改善に関する基本的な方針を踏まえ、実際のユースケースやニーズを明らかにしつつ、取組の実現可能性を精査した上で整備を進めるため、利用目的・用途別を取組を具体化して推進するとともに、横断的な課題についての整理・検討を行う。

①利用目的・用途別の取組の推進

ア 添付書面の省略 【国民の利便性向上及び行政運営の効率化に関する取組】

(ア) 概要

申請等²において登記事項証明書の添付を求めている場合に、申請者が当該証明書を添付する代わりに、行政機関等が当該証明書に係る登記情報を閲覧又は入手できる場合には、当該証明書を添付することを要しないとするもの³。

商業・法人に係る登記事項証明書の添付が必要な手続については、利用する行政機関等における全ての手続において、登記事項証明書の添付省略を実現することを目指す。

なお、現在、既に登記情報連携システムと連携している各行政機関のシステムについては、法人ベース・レジストリ・システムへの切替えが必要である。切替えにあたっては、これを機に、システムアーキテクチャや連携方式を見直すことが有用ではあるものの、①見直しには一定の

¹ 法人ベース・レジストリでは、登記された全ての法人に係る情報を取り扱う。

² デジタル行政推進法第3条第8号に規定する「申請等」をいう。

³ デジタル行政推進法第11条。

検討期間が必要であること、②早期に切替えを達成することで政府全体でのシステム経費の効率化が実現できる可能性があることから、まずは、令和 11 年度までの切替えを優先して検討することとする。

(イ)政策効果

5 年で累計 88.9 億円（参考「政策効果」参照）。

(ウ)データベースの利用者

手続等に係る法令に「登記事項証明書」の添付が明記されている手続等を実施する行政機関等⁴。

(エ)スケジュール

<整備>

令和 7 年度中にデジタル庁・法務省においてサービス開始に必要なシステム整備を完了する。検索画面については、その後も利用者目線で随時必要な改修を行う。

<利用促進>

サービス開始以降地方公共団体に順次展開し、令和 8 年中に全ての地方公共団体における利用を可能とする。

また、国の行政機関における GUI 利用については、令和 8 年中に登記情報連携システムからベース・レジストリの利用に切り替える。

加えて、国の行政機関の API 利用については、登記情報システムの次期更改までに切替えを完了すべく、令和 11 年度までに全ての機関での切替えを完了する。

(オ)手続の例⁵

供託の申請、供託物の払渡請求等の手続

食品衛生営業許可申請等

経営革新等支援機関等の認定等申請手続

建設関連業者の登録申請における利便性向上

イ 申請項目の入力の省略 【国民の利便性向上及び行政運営の効率化に関する取組】

(ア)概要

電子申請を行う際、登記事項証明書と同一の内容の申請項目について、登記情報を連携することによって行政機関の申請システム上にあらかじめ自動表示するもの（プレプリント）。これにより、申請者の入力負担の軽減や、行政職員が入力内容と登記情報を突合する作業の削減を図る。また、申請時に正確なデータが入力されることにより、様々な行政機関が保有するデータの品質も確保される。

⁴ 「行政機関等」とはデジタル行政推進法第 3 条第 2 号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及び裁判所を指す。

⁵ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」第 5 オンライン化を実施する行政手続の一覧等より引用。

(イ)政策効果

5年で累計1.8億円（参考「政策効果」参照）。

(ウ)データベースの利用者

行政機関及び手続等に係る法令に「登記事項証明書」の添付が明記されている手続等を実施する独立行政法人等⁶。

(エ)スケジュール

<整備>

令和7年度中にデジタル庁・法務省においてサービス開始に必要なシステム整備を完了する。

<利用促進>

令和7年度のサービス開始以降、先行事例を創出し、横展開を図る。

ウ 変更届出の省略 【国民の利便性向上及び行政運営の効率化に関する取組】

(ア)概要

法人に係る他の法令の規定により変更の届出を行わなければならない事項（名称、所在地等）について、法人の登記が変更され、行政機関等がデータ連携によって当該変更の登記に係るデータを入手した場合には、当該事項に関する変更の届出がなされたものとみなし、変更の届出を不要とする。これにより、国民が当該届出に要していた労力や時間を削減し、審査を行う行政機関等の職員においても当該届出に係る審査時間の削減を図る。

(イ)政策効果

5年で累計310.9億円（参考「政策効果」参照）。

(ウ)データベースの利用者

デジタル行政推進法第12条で定める特定法人事項変更届出として主務省令・法務省令で規定されている手続等を実施する行政機関等⁷。

(エ)スケジュール

<整備>

令和7年度中にデジタル庁・法務省においてサービス開始に必要なシステム整備を完了する。

<利用促進>

令和8年度以降、食品衛生法に基づく営業許可・届出及び中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定制度における適用に向けて、必要なシステム開発やこれを踏まえた利用の検討を行う。

⁶ 「行政機関」とはデジタル行政推進法第3条第2号イ、ロ、ハを指す。「独立行政法人等」とはデジタル行政推進法第3条第2号ニ、ホ、ヘ、ト、チを指す。

⁷ 「行政機関等」とはデジタル行政推進法第3条第2号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チを指す。

エ データベースを利用した登記情報の確認 【行政運営の効率化に関する取組】

(ア) 概要

登記情報に係る公的基礎情報データベースを参照又は利用することで、登記情報を確認するもの。これにより、行政機関が、法務局に公用請求として、登記事項証明書を取得すること等を不要とする。

(イ) 政策効果

5年で累計46.2億円（参考「政策効果」参照）。

(ウ) データベースの利用者

公用請求の対象となる行政機関等⁸。

(エ) スケジュール

<整備>

令和7年度中にデジタル庁・法務省においてサービス開始に必要なシステム整備を完了する。

<利用促進>

令和7年度のサービス開始以降、順次地方公共団体の利用を拡充し、令和8年中に全ての地方公共団体における利用を可能とし、国の行政機関における利用も順次拡充する。

オ 登記データセットの利用 【行政運営の効率化に関する取組】

(ア) 概要

行政機関が、添付書面の省略、申請項目の入力の省略、変更届出の省略、データベースを利用した登記情報の確認のための利用以外に、所管省庁における業務に利用するため、登記情報システムから個別に抽出した登記情報に係る特定の異動情報等（登記データセット）の提供を受けて、これを利用することを指す。商業・法人登記については、法人番号の管理や保険制度の加入促進等の業務で利用されている。

現在は、行政機関ごとに、異なる方法で登記情報の提供を受けているところ、データ提供機能やデータクレンジング機能を法人ベース・レジストリに一元化することにより、政府全体のシステムの効率化を図る。

なお、現在、既に登記情報連携システムと連携している各行政機関のシステムについては、法人ベース・レジストリ・システムへの切替えが必要である。切替えにあたっては、これを機に、システムアーキテクチャや連携方式を見直すことが有用ではあるものの、①見直しには一定の検討期間が必要であること②早期に切替えを達成することで政府全体でのシステム経費の効率化が実現できる可能性があることから、まずは、令和11年度までの切替えを優先して検討する

⁸ 「公用請求の対象となる行政機関等」とは登記手数料令（昭和24年政令第140号）第18条に基づき公用請求の対象となる機関及び裁判所を指す。

こととする。

(イ) データベースの利用者

行政機関。

(ウ) スケジュール

＜整備＞

令和 7 年度中に法務省において、令和 8 年度中にデジタル庁において、サービス開始に必要なシステム整備を完了する。

＜利用促進＞

登記情報システムの次期更改が稼働する令和 12 年度より前に切り替えるべく、令和 11 年度までの間に、接続先システムのシステム更改の時期を踏まえ、順次切替えを行う。

(3) 関係行政機関の役割

ア 法務省（情報源の制度所管）

商業・法人登記制度を所管する行政機関として、登記事務の適正な処理を引き続き推進するとともに、デジタル庁が管理するシステムからのリクエストに応じ随時、商業・法人登記情報を提供する。デジタル庁が集約するデータを利用する行政機関からのデータ等に関する改善要望について、登記制度との整合性や費用負担にも留意しつつ、デジタル庁とともに対応を検討する。加えて登記情報システムの次期更改に向けては、ベース・レジストリ・システムを前提に、効率的なデータ連携ができるよう、仕様等をデジタル庁とともに、検討する。

イ デジタル庁（データサービス提供者）

法務省から提供を受けた商業・法人登記情報を元に、デジタル庁が管理するシステムにおいて、郵便番号等の必要なデータを付加し、住所等のデータの標準化に係る加工を行った上で、ベース・レジストリとして整備し、行政機関等の求めに応じてデータ提供する。法務省と協力し、サービス稼働状況等について、利用する行政機関に対しワンストップで情報提供を行うとともに、検索画面や API の仕様等、システムの利便性に関し、継続的に改善を行う。また、データベースを利用する行政機関からのデータ等に関する改善要望を集約し、法務省とともに対応を検討する。

これらの取組により、様々な行政機関等が法人ベース・レジストリを利用して添付や入力等を省略することを促進し、所要の政策効果の達成を目指す。

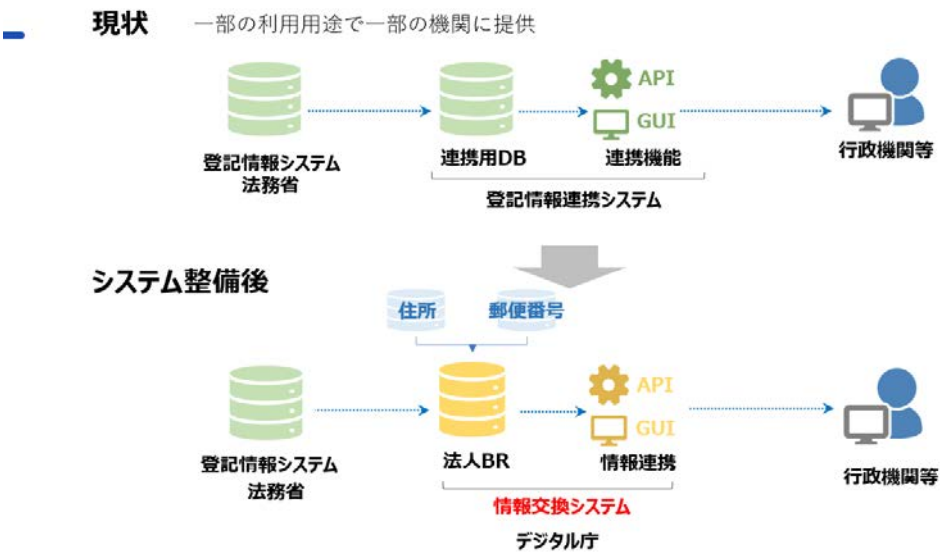
加えて、登記情報システムの次期更改に向けては、ベース・レジストリ・システムを前提に、効率的なデータ連携ができるよう、仕様等を法務省とともに、検討する。

ウ データベースを利用する行政機関等

行政手続に係る国民の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、デジタル行政推進法第 20 条

第3項の趣旨を踏まえ、添付書面の省略や申請事項の入力の省略、変更届出の省略等、法人ベース・レジストリを積極的に利用することに努める。また、政策効果を最大限発揮するため、データベースを利用する行政機関は申請段階において法人番号を確実に紐づけるよう努める。

参考：ベース・レジストリ・システム・アーキテクチャ



(4) 実施時期

商業・法人登記関係データベースに関して行う各施策の実施時期は、次のとおり。

ユースケース	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
添付書面の省略（GUI）	データベース 整備等	接続切替（既存利用者）			
		順次提供	利用促進		
添付書面の省略（API）		順次切替（既存利用者）			
		利用促進			
データベースを利用した 登記情報の確認		順次提供	利用促進		
申請項目の入力の省略		接続先開発	利用促進		
変更届出の省略		接続先開発 （厚労省・経産省）	利用促進		
登記データセットの利用		システム 整備等	順次切替（既存利用者）		
	切替時期調整（既存利用者）				